

平成 2 8 年度  
第 2 回  
社会福祉法人専門家会議  
会 議 録

平成 2 8 年 8 月 2 日  
東京都福祉保健局

(午後 6時2分 開会)

渋谷指導調整課長 私、新田の後任で7月から福祉保健局指導監査部指導調整課長になりました渋谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

早速ではございますが、ただいまから平成28年度第2回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、また、この遅い時間にもかかわらずご出席いただきありがとうございます。

そして、初めに、本日の委員等の出席状況につきましてご報告させていただきます。本日は、今井委員と茨木委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、委員7名中5名、オブザーバー2名中2名の出席で計7名でございます。事務局側として関係職員が参加しております。そして、委員等の紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員名簿と座席表をもって代えさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。以降、座らせていただきます。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、座席表、本会議次第、続きまして、専門家会議委員名簿、それから設置要綱になります。そして会議用の資料といたしまして、資料1が、会計監査人非設置法人における財務規律の向上に向けた都の取組について。資料2が、社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取組について。資料3が、会計監査人非設置法人における専門家の活用に向けた都の今年度の取組について。そして最後、参考資料1、平成28年度第1回社会福祉法人専門家会議における主な意見でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後の進行は平岡委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

平岡委員長 はい。ありがとうございました。

夕方の遅い時間お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、本会議並びに会議に係る資料及び議事録は社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条に基づき原則として非公開となっております。ただし、委員長の認める時は会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができることになっておりますので、今回の議題については公開とさせていただきます。皆様ご了承ください。

それでは、会議に入ります。本日の議題は前回に引き続きまして、新たな社会福祉法人制度に対する都の取組についてです。会議資料に基づいて事務局から説明を行っていただきまして、その後、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

まず、議題(1)会計監査人非設置法人における財務規律の向上に向けた都の取組について、事務局からご説明をお願いいたします。

渋谷指導調整課長 それでは、資料1に基づいてご説明させていただきます。

まず左側、1、現状についてであります。会計監査人が設置されていない法人にお

いても、当然、財務規律等を向上させることが必要となっております。都といたしましても、新制度への円滑な移行を促すために、今年度は新制度説明会ということで厚労省から発出される事務連絡や資料を法人の皆様にはわかりやすく説明したり、あるいは決算書確認シートをお配りして活用していただいたり、自己点検シートは今作成しているところですが、今後配付するなど、今年度は法人自らが抱える課題への気づきを促すための取組を中心に実施しているところであります。

2の課題のところに記載してある一つ目ですが、会計監査人の設置が義務付けられる法人については、29年度からの会計監査に先立ち、今年度後半にその候補になる会計監査人を選び、予備調査ということで内部統制の仕組みや規程類の確認、そして必要であれば改善に取り組むといったことが明らかになってまいりました。会計監査人の設置が義務づけられていない法人にとっても、内部統制の確保というのは、依然、課題であります。上記1で申し上げましたとおり、法人の自らの気づきを促す取組は実施しているところではあります。こうした取組を通じて法人が気づいた課題を自ら解決するのは難しい面もあるということで、前回の会議で委員の皆様からのご意見の中でもありましたように、自己点検シートによって課題を発見できても解決できない法人がいるのではないかと。あるいは、悩みが多い事項についてはFAQの形にしてホームページに公表してはどうか。あるいは、わからないと思ったときに相談できる体制を整備しておくというのではないかと。そして、法人事務担当者向けの支援が必要ではないかなどのご意見をいただきました。

これを踏まえて、4、検討の方向性ですが、都といたしましては、まず29年度も1で述べたような自己点検シートの活用や決算書確認シートの活用等気づきを促すための取組を引き続き実施することはもちろんであります。さらに、これらの取組に加えまして、改善に取り組もうとする法人あるいは改善が必要な課題を抱える法人に対する支援を行うことが必要と考えたところであります。

5の都の取組（案）ということで、今後29年度以降、この改善に取り組もうとする法人向けの支援策を中心に3点、具体案として考えてまいりました。

一つ目が、情報提供の拡充というところです。疑問点の改善につながるような情報を発信する仕組みを構築してまいりたいと思います。FAQや好事例などをあわせて紹介していくようなことを考えております。

2点目、専門家活用の支援ということで、課題解決のために自分たちの力だけでは難しい場合に専門家、念頭に置いておりますのは公認会計士や税理士の方などを中心に考えておりますが、こうした専門家を紹介する仕組みを整備していく必要があるのではないかと考えております。こうした専門家の皆様は、多分、株式会社のことは、きっととても詳しくいらっしゃるかとは思いますが、都内の社会福祉法人の状況などは、何らかの形で都内の法人の状況、経営状況などの情報をお伝えする機会を設けたりして、理解を深めていただいた上で紹介できるような仕組みをつくっていただければいいのかなと、今

考えているところであります。

3点目、事務局機能の向上ということで、こちらも法人の事務担当者向けの支援の一つとして、事務担当者に必要な知識、ノウハウを身につけるための支援が必要だと思ひまして、2点目のパラグラフで書きましたが、特に内部統制の強化や適正な経理処理といった事項を中心に理解を深めていただければいいのかなと、今考えているところであります。

この3点目のパラグラフですが、特に支援が必要な法人に対しては、専門家による助言を受けながら、法人の実情に応じた改善を進めるための仕組みもあわせてつくっていく必要があるかなと考えております。

本日、平成29年度以降に、私ども都としても取り組まなくてはならないというところについて、前回の会議でのご意見を踏まえて、案という形で整理させていただいたつもりです。いろいろご意見をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

平岡委員長 ありがとうございます。

きょうの議事は、この議題が一番中心になるということですので、少し時間をとって皆様のご意見をお伺いできればと思っております。どなたかからまず口火を切っていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

亀岡委員 じゃあ、私から。

何点かございますけれども、会計監査人の設置が一定規模以上の法人に対して義務付けられ、義務付けられる法人については予備調査等によって内部統制の確保に取り組むということになっております。

ただ、一般に言われているのは、予備調査をして内部統制が不備であると、こう言われた場合に会計監査ができないのではないかなというようなことも一部では言われております。そのときにはどうなるかということ、監査意見が出せない。果たして本当にそんな法人がいっぱいあるのですかと。もう少し言うと、ある一定規模以上の法人が監査を受けようというときに監査を受けることができません、耐えられないのですというような法人がある。確かに法人さんに聞くと、法人さん側は戦々恐々とされておりますが、私が知る限りで、制度が入る前から会計監査をやらせていただいているところが幾つもありますけれども、逆にそういうところだからかもしれません、会計監査に耐えられないなんていうことは基本的にはないと思ひています。それはなぜかということ、2年か3年かに1回指導監査も入っているわけですから、そういう中でよっぽどひどいところは別ですけども、そうじゃないところはやっぱりきちんとした形で運営されているのではないかと。あと銀行とか福祉医療機構さんも貸し付けするときにきちんと財務状況を見ているわけですので、それもある一定規模以上の法人であればですけど。問題は、義務づけられていない法人さんについてどうするかということですが、これについては多分規模によっても差があると思ひます。例えば、今サービス活動収益10億円以上という考え方がありますが、じゃあ、サービス活動収益が9億、8億程度の法人と1億、2

億程度の法人とでは、申しわけないですけど、これは全然違うので、それをまとめて一つにしてしまっているのかという気がいたします。

それと、もう一つ、私が思っていますのは、平成29年4月1日から、会計監査人の設置対象法人が10億以上ということに決まればいいのですが、例えばサービス活動収益20億円以上の法人から段階的に設置とした場合に、15億以上の法人さんはここに該当しないと考えると、最初から非設置法人なんて書きちゃうともうの凄く対象に幅ができてしまうので、ある金額から下の法人さんを対象にするのかということ。ただ、そうした法人についてはいろんなことで支援をしましょうみたいな形でいきますが、設置に猶予が認められている法人、会計監査人が入るところはいいけど2年間とか入らない法人は放っておくのかと、自分たちでやってねということかということがあるということと。また、金額だけではなくて、業種、業種というのは社会福祉事業ですが、例えば保育であるのか、障害であるのか、介護であるのかによって随分内部統制が違うのかなと考えております。介護というのは一般の他の事業体との競争がありますし、介護報酬の請求もしますので、内部統制は整備されているところもあるかと思えます。それに比べて障害などの分野ですと、どちらかということと身内の方々に事業をスタートする人もあり、内部統制の状況は整備されていると言えるのかということがございまして。そうしたときに、業種によっても状況が異なるので、一律で並べていいのかということが疑問でございます。

今言った三つです。段階的にやる場合と金額はどうするのかということと、業種によるのと、一体どのように区分をするのかということ。また、右側の上から2番目にある会計専門家の支援というところにありますけれども、その2番目に都内の法人の現状や経営状況に対する理解を高める取組をすると書かれていますが、こうした情報提供はどこまでされるのか。私ども会計の専門家の中でも、企業会計は得意だけど、社会福祉法人の会計というよりも制度そのものがわからないという人はやっぱり多いのですね。ということになると、実態というよりも先に制度を専門家に理解していただかないといけないのかなと思います。東京都の法人ではないのですが、ある社会福祉法人さんに聞きましたら、専門家が来て大変だ、大変だと言うらしいのです。そうすると法人の側も本当に大変だと思って何とかしないといけないと思ってしまう。要するにそういうところをターゲットに来る専門家もいるようなので、どこまで個別の情報を、一般論の情報はいいと思うのですが、流せるのかという点も検討が必要なのかなと、感じております。一つずつ整理する必要があるのかと思えますが、以上です。

平岡委員長 それでは、事務局からお答えいただける点ありますでしょうか。

渋谷指導調整課長 最後のどのような内容をお伝えすべきかというのはもちろんこれから練っていくことになると思います。

それから、会計監査人の設置が義務づけられるのがサービス活動収益10億円以上になるのか、それ以上になるのかという点は判明しないところなので、確かに私どもとし

てもそこをどう手当てしていくのか。また、政策を打つときに、事務局としてある程度ターゲットになる対象層というのを意識していかななくてはいけないと思っています。大まかに言うと、今、事務局ではどちらかという収益の規模なのかなというふうにも思っていたりしましたが、亀岡委員から今、業種も意識しなくてはいけないのではないかというご意見をいただいて、我々もまたご意見を踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

平岡委員長 よろしいですか。

それでは、ほかの委員からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、どうぞ。

竹内委員 今、亀岡委員から規模の話も出ましたのでその関係ですが、法人に向けた支援策を講じていただきましてありがとうございます。特に左側の3番の法人事務担当者向けの支援が必要じゃないかとか、事務局機能の向上ということについてご指摘いただいていますので、そこについて少し意見を述べさせていただければと思っています。前回の会議資料でもあったかと思いますが、特に、1法人1施設みたいなところを中心にした小規模法人、こういったところでは資料にもありますように、法人本部の専従職員の配置ということがすごく難しい。配置していても少人数だと思われれます。介護保険施設は介護保険の導入以降、事務職が配置されているように見えますが、介護報酬の請求事務のために派遣職員を雇っているというのが実態かと思われ、やはり事務職員は大変少なからうということは変わりない。今回、法人のガバナンス等財務規律を向上させることが法改正の意図としてあるわけですが、こうした中で法人の本部職員の役割が大変多くなると考えているのです。ただ、法人の職員に対しては、その役割を担うための研修とか情報収集する場が余り用意されていないのですね。相談をしたくても先ほど申し上げたような実態ですので、横を見ても誰も座っていないというところで自己流に事務を進めているところが多いものですから、それが意図しない事故に発展するということもあるのかなと考えています。

今回、法人機能の充実が大変重要だというときに、特に小規模の法人に向けた取組が欠かせません。この前も申し上げましたが、事務職員については、会計の研修はあるけどそれ以外の部分が十分ではありませんので、そのあたりについて研修をお願いできればと思っています。それについて書いていただいたのですが、そうした取組の中で法人間の職員の連携というか、ネットワークみたいな顔が見える関係も構築できてきますので、そうすると相談もできて間違いも生じないと。意外に事務職員は孤立していますので、こうした取組によって職員の孤立やバーンアウトといったことを防ぐことにもなりますから、研修の中でそうした情報共有ができる場づくりをお願いできればと思っています。以上です。

平岡委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

渋谷指導調整課長 研修の内容は、これから詰める中で、こちらから必要な情報を渡すだけでなく、ネットワーク化のような点も意識していきたいと思います。

平岡委員長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。高原委員、何かありますか。

高原委員 今、二人の発言がありましたが、それに関連いたしまして、会計監査人の設置が義務付けられる法人の範囲はサービス活動収益が10億円以上なのか20億円以上なのかまだ明確でないので、何とも言えませんが、拠点が二つないし三つぐらいのところでは、実態としては法人本部の専任者を置いていないのではないかな。事務職員が分担してやっているということが実態だと思うのですね。これは大変だと思います。ですから、例えばサービス活動収益が20億円以上という考えが示された場合には、その法人の本部には事務担当者を置くことが望ましいぐらいの指導があってもいいのではないかなと思います。こういう改革の機会にやっぱり法人本部を強化するという、こういうメッセージがあってもよいのではないかと、私は考えます。

平岡委員長 はい。ありがとうございます。

都のほうから何かございますか。

渋谷指導調整課長 委員のご意見も踏まえてこれから考えていかなきゃいけないところだと思います。ありがとうございます。

平岡委員長 はい。ありがとうございます。

松浦委員から何かありますか。

松浦委員 事務局と基本的に同じですが、先ほど亀岡委員からもお話があったとおり、規模が小さいところ、あるいは竹内委員からもお話がありましたけど、規模が小さい法人はかなりマンパワー的に厳しいのかなと思いますので、支援というのは必ずやっていかなければいけないと思います。また、中規模の法人に対してはまた違った支援の仕方が必要かと思しますので、そうしたことで委員の皆様から貴重なご意見いただけるとありがたいなと感じました。よろしく願いいたします。

平岡委員長 ありがとうございます。中里課長からいかがでしょうか。

中里指導担当課長 今、各委員からお話がありましたけれども、専門家の活用の支援というところで今回は会計の透明性というようなところが主眼になっておりますが、この先に地域における公益的な活動の実施に当たって、いずれは費用を捻出していく形になるかと思えます。そのときに会計の専門家、公認会計士あるいは税理士だけでなく、中小企業診断士のような、事業を展開するための専門家という方々もいらっしゃると思いますので、そうした方をどのような形で活用していくかというのはそれぞれ法人の皆さんのお考えにもよるところではありますが、専門家の方のアドバイスなりご意見なりをいただいて、この先の事業展開につなげていける仕組みづくりというのも考えていただけたらいいかなと思います。

平岡委員長 はい。ありがとうございます。

以前の会議でもそのような意見が出たかと思いますが、一般の中小企業向けに、区市でそういう相談の窓口みたいなものを設置されたりしていることもあるかと思うのです。そういうものを社会福祉法人でも利用可能ということはあるですか。

中里指導担当課長 今のところ、世田谷区では社会福祉法人を対象とするそうした制度というのはないのですが、産業振興の部分では商店街振興ですとか、中小企業振興という意味で補助制度を設けております。社会福祉法人あるいは例えば無認可の保育所のようなところでそうした相談を受けるときには、持ち出しという形になるというふうには聞いております。以上です。

平岡委員長 はい。ありがとうございます。それでは、鈴木課長いかがでしょうか。

鈴木指導監査課長 そうですね、私も先ほどのお話を聞く中で、実は、法人本部に専任職員を置いているかどうかという調査をしたことがなくて、この際調査を試みようかなと思ったところです。八王子市の場合も小規模の法人が多くて保育所を中心に運営されているところも半分以上ということで、なかなか会計処理を専門的にやっておられる方々もいらっしゃるということです。ですから、現状把握をした上で、どこまでご協力をしていけるのか。2年に1回指導監査をやっていますので、かなり手厚くいろいろ相談等に乗ってはおりますが、こうした制度改正があるなかで、法人も心配しているところもあるようですので、こうした東京都の力強い支援があればやっていけるのではないかと考えています。自己点検シート、決算書確認シート、説明会ですとか、様々なメニューが用意されていますので大変ありがたく思っています。

以上です。

平岡委員長 はい。一通りご意見をいただきましたが、都から、何か追加でご説明いただくことはありますか。

渋谷指導調整課長 皆様からいただいた意見を踏まえて、予算が伴うものはこれから都の中で、29年度予算要求の内容を詰めていく段階ですので、いただいた意見を踏まえて、どのようにしていくかこれから整理をしてきっちり詰めていきたいと思っております。またその内容については次回以降、委員の皆様方にご報告することになると思えます。

平岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、議題(1)については以上でよろしいでしょうか。

亀岡委員 すみません。一つだけ確認させてください。あくまで今回の表題は会計監査人非設置法人における財務規律の向上に向けた都の取組を枠組みとしておりますが、右側の図のところにご自己点検シート、決算書確認シートの活用はわかる、その下に役員等の機能の強化でフォローアップ、監事説明会というのがありますが、専門家を活用しようということとフォローアップというこの辺の流れですね。関連性を説明していただければと思います。

平岡委員長 そうですね。この図の趣旨を説明していただけないでしょうか。

渋谷指導調整課長 失礼しました。すみません。資料のタイトルと平成29年度の支援のイメージの図の間にちょっと不整合なところがあります。

気づきの支援のこの3点というのは、全ての法人向けに、自己点検シートや決算書確認シートを使って自分の法人の状況を点検していただき、また制度改正も複雑ですので、来年度以降も監事説明会など、必要な情報であるとか、役員等の機能強化のフォローアップというのは全ての法人に対して実施していこうと考えているつもりです。イメージとしては、改善の取り組みの支援についても、 の情報提供の拡充というのは全法人向け。ちょっと小さくなった のあたりから、規模だけでなく種別まで絡めるのかは、ご意見をいただいているところですが、 の専門家活用の支援は主に中小規模の法人が対象で、 というのがより小規模は手厚く丁寧にと申しませうか、事務局機能の向上の中でもよりきめ細かく支援していく必要があるというふうに考えてこのイメージ図というのは整理しました。表題とずれた部分があって申しわけございませんでした。

亀岡委員 ありがとうございます。

平岡委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)に進みたいと思います。

議題の(2)社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取組についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

渋谷指導調整課長 こちらも前回に引き続きであります。社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取組ということで、都道府県の義務としてこれから活動状況を公表していくわけですが、2の課題で、前回も皆様からいただいたように、都内の法人の状況について法人や都民等の活用資する調査・分析・公表を行わなければならないということで、具体的に3のご意見のところ3点示してありますが、さまざまな事業があるわけで、事業別あるいは規模別の分類を行い分析してはどうか。また、結果や平均値というのも、実はそれが中央値に確かに当たるとは言えない点は注意が必要であって、分布を踏まえて適切な表示の仕方を考えなくてはいけないということ。それから、そもそも情報の収集を行う段階で法人や区市に情報がどのような扱われ方をするのか、どういう目的で収集するかということから丁寧な説明が必要ではないかとご意見をいただいています。

現段階で、一旦前回のご意見をいただいて整理をしたものが本日の資料で、4の都の取組(案)のところですが、都内法人の実態の特徴を反映するような項目にしていく必要があります。分析結果としましては、まず、法人への適切な指導、我々あるいは区市による指導の場面で活用できる。また、各法人にとって他の法人と比較することで自らの状況を把握することに資する内容。それから3点目、都民にとってわかりやすい情報にするという点に留意して考えを詰めていかなくてはいけないと考えております。都内全法人を対象としまして、法人及び区市の協力を得ながら、必要な情報の収集・分析

をしていくこととなります。もちろん、情報の収集・分析にあたっては、それがどういうものか説明をきちんとしていくこととなります。

右側では参考として、都で検討している分析項目のイメージということで、前回よりも具体的に、また、多くの項目の例示をさせていただいています。この項目を出しても余り効果はないのではないかとか、あるいはこういうことを分析項目に入れたほうがいいというご意見をいただければと思います。表の下、 にありますように、事業種別あるいは規模、活動年数などで区分をして分析し、分析結果については平均、分布とかその表示方法もあわせて検討していく予定であります。

最後、右下の図は、この情報収集の経路という形で、都と区市と法人の役割分担を図示させていただいております。なお、この辺りはまだ国からの情報が少ない部分もありまして、本日ご意見をいただいて都としての考えを固めるということではなく、今年度後半、国から情報がありましたら直していかなければならない部分もありますし、年度末までには決めて来年度から公表することになるのですが、本日はまだ皆様のご意見をお伺いする場だと、事務局としては考えておりますので、どうぞよろしく願います。

平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて委員の皆様にご意見などをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

高原委員 まことに素朴な質問で恐縮ですけれども、理事会・評議員会等というところで、例えば評議員選定委員会設置法人数というのはどういう意味なのかなと。これは一つの法人に対して聞くのですよね。だから数という、その下もその法人数というのはどういう意味なのかなと。何か役員のところでも会計監査人設置法人数という数はどういう、その下も同じなのですけれども。

岡本統括課長代理 まず、評議員選定委員会設置法人数でございますが、先日国から事務連絡が発出されましたけれども、基本的には、評議員選定委員会の設置をして評議員を選任するというので、評議員選定委員会を設置している法人の数がどのくらいあるのかという数の集計を考えています。

高原委員 これは各法人別の評議員数を調査するための項目ではないのですね。

岡本統括課長代理 はい、そうです。

高原委員 わかりました。

岡本統括課長代理 各法人の数を集計したときの数です。

平岡委員長 ぱっと見ると評議員数というのはあれですよね。各法人の評議員の数、それを平均で出したりするというので、それとこの法人数というのはその法人の数ということなので、ちょっと混乱するのかなというのがあるのです。

これは、先ほど説明があったように、数で示すか比率で示すかということはありませんので、そのところはまだ決まっていらないのでしょうか、その辺はぱっと見るとわから

ないので。

高原委員 すみません、もう少し。これは全体で統計をとった場合だということからわかるのですが、各法人にとってはこの項目について問い合わせ、調査をするわけですね。

岡本統括課長代理 実はですね、今現在、社会福祉法人調査書、それから法人から提出していただくものとして現況報告書がございます。基本的にはその中にある項目、そこからですね。

高原委員 抽出する。

岡本統括課長代理 抽出するということでございます。法人調査書の中身につきましては、これから制度も変わりますので、中身も改正していかなければいけないのですが、こうした法人の状況がわかるものを、項目として入れていくと。現在、各所轄庁でこの法人調査書というのは作成しております。区市においては大体、都の様式を参考に作成されていますが、これから区市との調整のうえ、基本的な部分を東京都で作成しまして、分析をしやすい形でつくっていききたいと。それは調整していききたいと考えているところでございます。

高原委員 わかりました。それじゃあ、その新しい項目というときに、地域公益事業ですか、これについては制度で定められましたので、これに各法人がどのくらい費用を使っているのかというのが見えるような項目が一つあるといいかなと思います。

岡本統括課長代理 はい。わかりました。

平岡委員長 ということで、今ご説明がありましたように、都もしくは区市に提供する書類の中から拾い上げられる項目というのは、一応ここで含めようとしている項目ということですので、ご意見をいただければと思いますが、そこに含まれていないものについては新たに調査で含めることも検討は可能だという趣旨だと思います。

亀岡委員 すみません。右側の 参考 の分析項目のイメージのところ、資産・財務という部分がございます、その中に拠点区分とサービス区分という項目がありますが、これは拠点別のサービス区分ということによろしいのでしょうか。

岡本統括課長代理 はい。結構でございます。

亀岡委員 それと、役員等という部分で、会計監査人設置法人数があって、その下に会計監査人（公認会計士）設置法人数と、その下に（監査法人）設置法人数と、これは内訳ということによろしいですか。

岡本統括課長代理 結構です。そのとおりです。

亀岡委員 それと、あと、この下のイメージ図なのですが、その図を見ると、都所轄の法人の情報は、これは都に直接提出のうえ、都で分析というのはよろしいのですが、区市所轄の法人の情報は、これは区市を經由して計算書類等を収集することになるのですか。

岡本統括課長代理 はい。各所轄庁である区市にも協力いただいて、情報を収集すると

ということです。

亀岡委員 区市から集めると。集めてそれで分析は東京都で行うという。

岡本統括課長代理 はい。そうです。

亀岡委員 それで行うということはそのまま、また区市へ返すと。

岡本統括課長代理 そうです。フィードバックしていく。

亀岡委員 はい。わかりました。そうするとこれはデータでもらうのでしょうか、それとも書類でもらうのでしょうか。

岡本統括課長代理 今、計算書類につきましてはデータでいただくようにしております。

亀岡委員 分析とは別にホームページで、情報公開をしますよね。これは東京都でやるのですか。区市では実施しないのですか。その辺の仕組みはどうなっているのでしょうか。

岡本統括課長代理 分析のほうは東京都でやらせていただきますので、その公表等についても基本的には東京都のほうで行いたいというふうに考えております。

亀岡委員 計算書類の公表も東京都のホームページで行うのですか。

岡本統括課長代理 はい。現在も同じような形で東京都が分析したものを公表して、平均値等を算出するというものです。

亀岡委員 分析はいいと思うのですよ。個別の情報。例えば計算書類も都で公表するのですか。

岡本統括課長代理 いえいえ、それは基本的には各法人で公表していただきます。

亀岡委員 ホームページを持っていない法人もありますね、小さい法人なんか特に。

岡本統括課長代理 ありますね。そういったところは区市あるいは所轄庁で公表しておりますし、また区市によりましては、ホームページの公表義務は各法人にあるものの、計算書類については区市でまとめて公表しているというところもございます。そのところの対応は各所轄庁まちまちではございます。

亀岡委員 東京都としては、計算書類自体の公表は区市でやっていただくと。

岡本統括課長代理 基本的にはそれぞれの法人でやっていただくということでございますね。

亀岡委員 はい、そうですね。先ほど言った、支援しないといけないような小さな法人、そこはホームページを持っているところもあればないところもありますよね。まして、こういう計算書類すら十分につくれないような法人に情報公開しなさいというのはなかなか辛いと思うのですね。

岡本統括課長代理 それにつきましても、2年前だったでしょうか、国から通知が発出されまして、基本的には法人で公表すること。でなければ、所轄庁が行うというところでございますので、今、全ての法人さんがなんらかの方法で公表されているという状況ではございます。

亀岡委員 すみません。これ所轄庁が区市の法人の分の分析もやっていただくということによろしいのですね、東京都で。

岡本統括課長代理 もちろんでございます。そのとおりです。

亀岡委員 わかりました。

平岡委員長 はい。先ほどおっしゃった法人の調査というのは個別の法人のデータの公表はされないわけですね。計算書類は公表することになっておりますが。

岡本統括課長代理 今、公表が義務づけられておりますのは、計算書類とあと現況報告書という法律で定められたもの。法人調査書というのはまた個別にそれぞれの所轄庁で作成の依頼を行っておりまして、それは公表しているものではないです。

平岡委員長 ということで、結局、この項目は基本的には統計データとして示すものであると理解してよろしいですね。

岡本統括課長代理 結構です。

平岡委員長 計算書類などに含まれているものは、個別に法人の計算書類を見れば出ているけれども、区市単位で公表すると数が少なくて、個々の法人の情報がわかってしまうという可能性もあるので、ある程度数がそろっている都で公表するということになりまして、余り細かく分類することも難しいということでしょうか。

岡本統括課長代理 それと、法律の中で都道府県の役割として、こうした取組が新たに盛り込まれたというところがございます。

平岡委員長 はい。ありがとうございました。その他の点について。

鈴木指導監査課長 質問ですけれども、分析項目案の中の報酬のところ、理事長報酬額とか理事報酬額というのがありまして、例えば、理事と施設の職員を兼ねていらっしゃる方がかなりいらっしゃいます。そういう場合、ここで言っているのは施設の職員としての報酬を除くのか、それとも含ませるのかということですか、どちらでしょう。

岡本統括課長代理 いわゆる給与ということですね。給与と報酬を含むのか含まないのかということでございます。どういう形で収集・分析し、また公表するのが適当なのかということにつきましては、国も、今後現況報告の中で、そのところは含んだものという形で、誰か特定できないような形で公表していくというところはございましたので、その辺りの議論も参考にしながら、細かいところについては検討したいと思っております。

亀岡委員 今のところですが、理事の報酬額ということなので、やっぱり役員報酬ですからこれには通常、職員給与分は含まないと思うのですね。

ただ、所轄庁が吸い上げるときには、役員報酬だけではなく、使用人分がわかるようにして吸い上げるのだと思うのですね。ただ、情報開示するのかということになると多分含まないのではないかなと思うのですね。計算書類に表される役員報酬の役員報酬分だけが良いと思います。それも個人じゃなくて全員の合計額。ただ、所轄庁として個人別に吸い上げますが、そのときには役員報酬と使用人分でAさんはあわせて幾らみたいな形でわかるようにして吸い上げる。ただ、それは管理する側の吸い上げだけで、それはここで言うところの情報公開には出てこないという形になると思うのですが。

平岡委員長 まあ、常勤から非常勤、無報酬までいろいろなあり方があるわけでしょうから、どういう形で示すのかというのは、なかなか難しい面もあるのかなとは思いますが。

そのほかの点、いかがでしょうか。

竹内委員 こういう情報の関係が都道府県の役割として規定されたということですが、課題のところにも書いてある目的ですよね。法人の指導への活用とか法人の経営のために活用するという部分と、都民が情報を知るといふ部分とでは、差があるのではないかなと思っていて、どっち向きなのかなというのが率直に疑問です。都民への情報提供であればこういった項目、確かに統計的な数字でということでもいいのかなと思うのですが、経営支援に関係してくると、経営者というのは、例えばどうやって仕組みをつくっているのか、内部牽制の問題にどうやって対応しているのかとか、さっきの事務の問題であれば会計担当の職員と一般事務の職員とどのぐらいの業務比率とか職員配置をしているとか、そういう工夫が知りたい部分でして、今回で言えば評議員の目星をどうやってつけたのかとか、そういったことが知りたいのかなと思っていて、そのあたりのどうなのかなという率直な疑問でした。

平岡委員長 はい、ありがとうございました。

数値の出し方というようなことでご意見をいただいていると思うのですが、他にこういう項目入れたほうがいいのではないかなとか、そういう点がもしありましたらご提案いただいてもよろしいかと思えます。

中里指導担当課長 すみません。ちょっと違うかもしれませんが、3の専門家会議の意見の一つ目のパラグラフに関係してくるのですが、今回このイメージとして予定されている分析の結果なのですが、それぞれ一つずつの法人についての分析になるのか。あるいはこの意見に書かれていますように、事業別に分けてそれをさらに規模別に分けてというような分析の結果になるかによって、かなり使えるデータになるのか、あるいは統計データになってしまうのかということが大分大きな影響になってくると思えます。その辺はどんなイメージをされていらっしゃるのかをお聞きしたいのですが。

岡本統括課長代理 今のイメージですと、統計データと思っております。と言いますのも、4の都の取組、二つ目のパラグラフの分析結果の公表でございますように、他の法人との比較、それからあと指導という意味ではないですが、アドバイスというところで、例えば検査員が現場に行ったときに、報酬であるとか理事会の回数であるとか、例えば理事の年齢であるというようなところは、これまでは全く統計データとしてなかったものですから、法人から尋ねられたときに、平均だとこのぐらいだとか、分布だとこの辺が一番多いとかいうところが検査、アドバイスをするというところでも非常に有効に活用できる。また、法人としても他との比較、平均だとか分布との比較というところで、今は考えております。

平岡委員長 ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

亀岡委員 これは聞くまでもないのかもわかりませんが、表題が社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取り組みということであるので、都で検討している分析項目のイメージのところ、従来から検討していた財務比率みたいなのは当然入るわけですね。ここにそういうことが一切書いていないのです。そのために、計算書類等の情報を収集するわけですから、そういうことを触れておいたほうがいいかなど。

岡本統括課長代理 これまでの会議でもお話しているところですが、今年度から拠点区分の財務分析を行います。それが基本に、さらにこういった情報を加えて、ということでございます。

平岡委員長 拠点区分別のデータは出るということですか。

岡本統括課長代理 はい、そうです。

平岡委員長 公表されるということですね。他によろしいでしょうか。

鈴木指導監査課長 すみません、質問ですが、組織・職員というところで、法人職員数で正規、常勤、非常勤とありますが、実態では派遣職員あるいは業務委託など直接処遇にかかわらない部分ですとそういったことはあるかと思えます。ここでは法人の規模という形でそういったことは除いて統計をとられる予定でしょうか。

岡本統括課長代理 すみません。今のご質問ですが、派遣であっても例えば常勤換算で、例えば週40時間という勤務をされていれば、常勤と入れていくわけですが、そういった意味で雇用の期限がない方を一応正規、それから派遣であったとしても常勤の例えば週40時間勤務されていれば常勤、その他を非常勤と、実は法人調査書の中にこういった区分であるわけでございます。今、法人職員数として、今の段階でこれだけ載せたということで、今、課長がおっしゃった部分について、どうするかということはこれから考えていきたいと思っております。

平岡委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、議題に(2)については以上でよろしいでしょうか。

ご意見ありがとうございます。それでは、次の報告事項のほうに移りたいと思います。その報告事項、資料で言いますと、資料3の会計監査人非設置法人における専門家の活用に向けた都の今年度の取組について、これについて事務局からご説明をお願いいたします。

渋谷指導調整課長 はい。それでは、資料3に基づいてご説明させていただきます。資料1の話と多少重なる部分もあると思いますが、順に説明させていただきます。まず、1の経緯についてです。これまで専門家会議の皆さんにもご協力いただきながら、私どもは社会福祉法人経営適正化事業を行ってきたところですが、改正社会福祉法の動きが出てきまして、委員の皆様のご意見も踏まえ、28年度からは社会福祉法人経営力強化事業に再構築いたしまして、今年度はその内容の理解を進めるための支援、気づきの支援を中心に取り組んでいるところであります。そうしているうちに、経緯の平成28年度のところをご覧いただきたいのですが、4月の後半に、国の補助事業の実施要綱が明

らかになりました。右ページに参考としてこちらの国事業のご紹介をさせていただいているのですが、目的の欄をご覧ください。社会福祉法人が、その経営労務管理の状況について、専門家による確認・助言を受けることによって、経営労務管理の改善を図るとともに、ひいては福祉人材の確保を促進することを目的とするということで、実施主体としては社会福祉法人。補助金額としては1法人当たり46万円というところで、専門家から支援を受ける場合の費用の全部または一部を補助するというような内容の国庫補助事業が急に明らかになりました。ちなみにこれは28年度単年度の事業となっております。

それから、1の経緯に戻りまして、その後6月には、会計監査人の設置を義務づけられた法人に対して、28年度後半から予備調査等によって内部統制の状況の確認であるとか、場合によっては改善に取り組む必要があるということが判明してまいりました。こうした今年度に入ってから動きを踏まえまして、私ども事務局はこの国事業を活用して、都においてどういう事業の内容にするかということを検討してまいりまして、ようやくまとまってきたのが、2の都の取組に書いております。会計監査人非設置法人というか、国で会計監査人の設置範囲に当たらないとされているサービス活動収益10億円未満の法人を特にターゲットとしまして、内部統制確保策になるようなものを中心に考えております。

2の都の取組(案)のところですが、会計監査人の設置が義務付けられると考えられるサービス活動収益10億円未満の法人で、先行して改革に取り組む意欲のある法人の経営組織、ガバナンス強化や財務規律の強化を図れるようにということを目的にしまして、社会福祉法人が専門家から助言等の支援を受け、例えば、経理規程を見直すということに取り組んでいただいて、それが法人の課題解決のきっかけとなるような場合に、支援、助言を受けるための費用の全部または一部を補助するという内容で、事務局で検討を進めているところであります。もちろん実施に当たっては所轄庁であります区市の方とも連携して進めなくてはいけないと考えております。

報告事項とさせていただきましたのは、本来であれば先生方のアドバイスもお伺いするところではありますが、今年度後半、もう近々取り組まなくてはいけないところでありまして、事業を固めていく段階になっておりますので、おおむね今申し上げたような取組の案の方向で進めていければと思っております。まず、今年度の後半ちょっと早目に対応を考えているところへの支援を考えておりますということでもあります。

平岡委員長 ありがとうございます。それでは、今の説明を受けてご意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

亀岡委員 ここに規程というのがありますが、具体的な規程については何か規程名みたいなのは提案をされるわけですか。例えば経理規程であるとか。こういうものをつくったときにこの補助を対象にしますという、小さな法人だと多分きちっと説明してあげないとどうすればいいのかなという。ほとんどの法人は大きな法人も含めて定款の変更から

スタートが始まりますので、そういうところまでも含めて補助にするのかというところ  
です。

渋谷指導調整課長 右側はあくまで国の事業について、国説明資料から横引いて書いて  
ありますが、都の事業としてどういうことをするのか、法人にわかりやすく伝えるため  
に、例を示したほうがいいのかなど考えました。これから法人に説明する内容を固めて  
いる最中ですので、わかりやすくというあたりを意識しておきたいと思います。

平岡委員長 どういう点に関する支援を受ける場合に補助対象にするという国の基準は  
かなり細かく出ているわけですね。

亀岡委員 すみません。このイの財務状況の分析を通じた経営改善とありますよね。ち  
よっとこの資料の1とのリンクですか。何か資料1ではこれからこういう支援をしてい  
こうということで、ちゃんとやってもらいましょうみたいな形になっていて、資料2で  
は例の分析で出していこうというのですが、この資料3だとそれを通じた経営改善とい  
うとかなり取組を進めている法人でないといけないと思うのですが。

渋谷指導調整課長 資料3の右ページは、国の補助要綱をそのまま参考として引用して  
おりますので、亀岡委員がおっしゃったように、財務状況の分析を通じた経営改善は無  
理かと考えており、正直言えばなかなか難しいのかなと思っておるところもあります。  
そういう意味では繰り返しなのですが、これから中身を固めて法人に内容を説明する際  
に、都として、中小規模の法人が取りかかるといいと考えられる取組は何か。どうい  
う内容をやると補助対象になるのかということを知りやすく伝えるために工夫したいと  
思います。

亀岡委員 それでこのアとイという大きな枠組みはあるので、この枠の中にはないです  
が、本当はこういうこともあるのではないかという事項がいくつかあると思うのですね。  
そういうことを書いてあげると現場は助かるのかなと思いますが。

渋谷指導調整課長 意識します。一応、これまで我々が行ってきた事業の流れもありま  
すので、国の要綱であれば、どちらかという、イの経営体制の強化に関する支援のほ  
うをメインで、と事務局としては考えております。それがイをやることがひいてはアに  
つながるといこともあろうかと考えております。

亀岡委員 ありがとうございます。

平岡委員長 よろしいでしょうか。

そうですね。確かによく見ると、アの内容は社会福祉法の改正の内容からちょっと外  
れているところで、具体例として介護や保育のことが挙がっていて、人材確保は確かに  
重要な課題ですが、人材確保に関する問題意識と一緒にしている感じがします。その  
目的のために利用されるのはいいと思うのですが、都の考え方としては社会福祉法の改  
正の内容に沿った事項を中心ということ、今お話があったのかなと思います。

この点についていかがでしょうか。

中里指導担当課長 すみません。ちょっと質問ですが、既に国の事業が動いているとこ

るで、東京都が今年度の後半からこの取り組みを始めようというところで、会計監査人の設置の義務づけの対象となる法人の範囲がまだ定まっていないようですが、東京都のこの事業が始まったときに、国のこの事業と東京都の事業とあわせて利用するというのもできるのですか。

渋谷指導調整課長 説明が悪くて申しわけありません。この国の事業はいわゆる間接補助なので、都が事業化をして初めて、都が国庫補助をもらって法人へ交付するという事業で、並立はしないのです。経緯の欄を改めて書かせていただいているのは、東京都としてずっと長年、社福の支援等も行ってきているなかで、会計監査人の設置義務のある法人はやっぱり自ら改善の取組を行っていくべきではないかと都として考えている、ということで中小規模の法人を補助対象として考えているという点も、私どもが社福さんに説明するときに、しっかり理論立ててご説明をしていくことはしてまいる所存です。

亀岡委員 先ほど委員長がおっしゃった左側の都の取り組みを見ると、どちらかというと会計監査人非設置法人に対する内部統制の確保の方策ということで、どちらかというと法人のガバナンス強化、財務規律の強化という、一方で右側の国の事業を見ると、やはりイの方がそれは中心だと思うのですが、アに掲げる内容についても国は出すと言っている訳ですよね。ですから、アは出さないというわけにはいかないと思うのですが。イだけを出してイをやったときに出すというのはいいのでしょうか、アはだめだよとは言えないという、この説明の仕方といたしますか、都の事業と国の事業との整理の仕方です。少し工夫があるのかなと思っております。

渋谷指導調整課長 もちろんイをメインとして、アも実施するというときは全く対象から排除するつもりはありませんので、その辺もわかりやすくご説明していかなくてはならないと思っております。

平岡委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見ありがとうございました。本日も活発なご意見をいただきましたが、予定されている議題及び報告事項は以上ですが、全体を通して何かご意見等ございましたでしょうか。

それでは、本日の議題等については全て終了しました。委員の皆様からいただきましたご意見は、また次回以降の会議に反映させていただきます。

それでは、第2回社会福祉法人専門家会議はこれをもちまして終了いたします。皆様お疲れさまでした。事務局から連絡事項などありますでしょうか。

渋谷指導調整課長 私から連絡事項をお伝えさせていただきます。

まず、次回の会議ですが、10月以降を予定しております。また、法改正に係る国からの情報があるかと思えます。あるいは先ほどもあった地域公益事業とかというあたりも次にはもう少し情報を得て、対応等、委員の皆様のご意見、ご提案をいただく会にしようかなと考えております。改めて事務局より日程調整のご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから2点目、本日の議事録についてですが、後日、事務局より各委員へ送付させていただきますのでご確認をお願いすることになります。よろしく申し上げます。

最後に、配付いたしました資料についてですが、お持ち帰りいただけます。

連絡事項は以上になります。本日はどうもありがとうございました。

(午後 7時14分 閉会)